

# 多様な学びの場

## 小学校教育課程

各学校の教育課程を理解し、説明してください。

### <通常の学級>

通常の学級に在籍し、集団で生活・教科等の学習をします。学習内容は、基本的に他の子と同じです。子どもの困難さに応じて、担任が指導方法や教材等の工夫を行います。

発達障がいのある子どもたち(LD、ADHD等)の学びの場は、基本的に通常の学級です。必要な配慮を担任と相談し、子どもたちが持てる力を十分に発揮できるようにすることが大切です。

### <通級による指導>

通常の学級に籍を置きながら、週の数時間を自校や他校の通級指導教室等に通って障がいの克服・改善のため自立活動や各教科の補充の学習をします。自立活動の内容により、友だちとのやりとりや気持ちの理解、コミュニケーションに関する学習を中心とする教室(まなびの教室)と、話し方など言葉に関する学習を中心とする教室(ことばの教室)があります。

通級による指導により、身につけた力を通常の学級で学ぶ際に発揮できるようにするために、指導目標を明確にするとともに、通級の終了を視野に入れた就学相談・教育支援が大切です。

### <特別支援学級>

特別支援学級に在籍し、小集団の中で、一人一人の障がいの状態・特性に応じた指導・支援を行います。必要に応じて、通常の学級での学習も位置付けています。

特別支援学級の入級に当たっては、入級の根拠・目的をはっきりさせることが大切です。特に自閉症・情緒障害特別支援学級では、自立活動の指導が中心で、他人との意思疎通・対人関係の形成・社会生活への適応の力の育成を図ります(教科等の内容は、生活年齢と同じ学年が基本です)。さらに、力がついてきたら学びの場の見直しを図り、その子どもの将来の自立と社会参加を目指します。

特別支援学級の対象の障がい種

[弱視、難聴、肢体不自由、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱・身体虚弱]

## 特別支援学校小学部の教育課程

子ども一人一人の障がいの状態・特性に応じて、少人数できめ細やかな指導・支援を行います。実際の体験を重視した学習を行い、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を身に付けます。

特に知的障がいのある子どもたちを対象とした特別支援学校では、体験を重視した学習が中心となるので、事前の体験学習を丁寧に行い、子どもや保護者が特別支援学校での学習を理解した上で、就学することが大切です。

特別支援学校には、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱に対応した学校があり、教育課程に違いがあります。見学や体験学習を通して、保護者との合意形成を図りながら就学相談を進めることが非常に重要です。

入学後も、お子さんの育ちに応じて就学先・学びの場を見直します。

## 就学相談担当の皆様へ

# 希望をもって就学を迎えるためのプロセスとそのポイント

気になることはありませんか?

早期相談・支援に繋げることが大切

友だちになりたいのにうまくいかない。  
ごっこ遊びやルールのある遊びが苦手。  
何かに気をとられて、食事や着替えが進まない。  
一人で遊んでいることが多い。  
話を最後まで聞かずに、話し出したり、行動したりする。



人の嫌がることをしてよくケンカになる。  
順番が守れない。  
よくパニックを起こすことがある。  
落ち着いて座ってられない。  
持ち物をよくなくすことがある。

## 早めの気づきがより良い支援の第一歩

- お子さんをよく見て、でも心配し過ぎず  
早く気づくことで、早期からの支援が可能になります。
- これからの成長のために  
周囲の理解やかかわり方によって、その後の学習や生活上のつまずきを最小限に抑えることができます。
- 一人ひとりに応じて  
子どもの発達は、一人ひとり違います。成長の様子に合わせた支援を行うことが大切です。

ご存知ですか?  
[わたしの成長・発達手帳]  
健康福祉部保健・疾病対策課  
この手帳は、本人と家族とで、成長と発達を確かめながら暮らししていけるように、また、必要に応じて支援者と相談するとき役に立てられるように作られています。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/seishin/watashinotech.html>  
(市町村が別形式で発行している場合もあります。)

支援情報の整理のため、利用を進めてください。

このリーフレットは、保護者と教育委員会、学校等が同じ思いで、就学相談・教育支援に携わってほしいと願い、作成しました。就学相談・教育支援のそれぞれの段階で、子どもと保護者を支えていくためのプロセスとそのポイントを示してあります。

<活用方法>

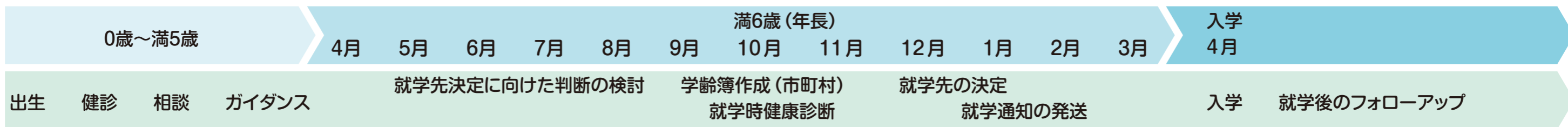
- ①保護者への説明の際に担当者用として利用し、十分な合意形成を図ってください。
- ②行政・学校・幼保園における相談体制整備・確認にもご使用ください。



長野県教育委員会

# ●就学までのプロセスとそのポイント

※保護者への説明と市町村の体制整備の目安としてお使いください



## 【乳幼児健康診査等】

障がいや困難さを早期に見出し連携する体制は整っていますか。

- ・1歳6か月児健康診査
- ・3歳児健康診査
- ・乳幼児発達相談
- 5歳児健康診査(地域による)

連携を大切にする

## 【乳幼児期からの相談】

保護者・園を支える相談・連携体制は整っていますか。

- 保健師による相談体制と関係部署の連携体制
- 地域資源(子育て、保育、医療、保健、福祉、教育)の情報提供
- 保育所・幼稚園への巡回相談
- 幼保小の連携体制

(全保護者を対象にした)  
就学に向けた説明  
(※市町村判断で実施)

## 【就学に関するガイダンス】

就学相談の対象となる保護者が見通しを持ち、安心して就学相談に臨むための説明をしましょう。

- 就学先決定までの流れや日程の説明
- 保護者面談・園訪問の実施
- 子どもの障がいの状況を把握
- どのような学びや学校生活が、子どもの持てる力を発揮することにつながるのか保護者とともに検討
- 体験学習での子どもの様子をよく見た上で、学びの場の選択の際には、保護者の意向を可能な限り尊重
- 就学先の決定後も「学びの場」の見直しが可能であることを説明

幼児期から卒業後に至るまで、子どもへの支援に関する情報を関係者間で引き継いでいくことが大切です。一貫した支援を行うためのツール(各市町村の様式で良い)はありますか。

- 作成
- 支援会議等で活用
- 小・中学校への引継

## 【保護者面談・相談員の園訪問】

- 子どもができるようになったこと、得意なこと、保護者がうまく関わっている点等を評価する。
- 子どもが苦手なこと・支援内容の共通理解を図る。ただし、障がいやできないことばかりを視点としない。  
※必要に応じてアセスメントを実施(健診の様子や診断等も共有)
- 子どもの将来の自立と社会参加を念頭に置き、教育目標を保護者と共有していく。

## 【学校見学と体験学習】

- ※体験学習にあたっては、学校が事前に十分な準備ができるように調整します。
- 市町村関係者の同行(保護者の安心と子どもや学校に係る情報共有)
- 複数の学びの場と学びの場における必要な支援を検討(就学判断検討シート等)
- 保護者がそれぞれの学びの場の教育課程と特徴を理解(必要に応じて複数回)

## 就学先の決定に向けて

市町村教育委員会は、子どもの障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障がいのある子どもの就学先を個別に判断・決定します。参考 教育支援ハンドブック P32～P52

※学校教育法施行令第22条の3や756号通知については、特別支援学校に入学や特別支援学級への入級等が可能な障がいの程度であり、就学先を決定するものではありません。

### 【教育支援委員会による、総合的な見地から学びの場の判断】

- 「障がいの状態の判断」と困難さ・教育的ニーズの明確化

- +
- 本人の願い・保護者の育ちへの願いの把握
- 教育目標の設定
- 体験学習を踏まえ、就学先(学びの場)・必要な支援の検討
- 子どもを真ん中にして、総合的な見地から学びの場の判断※
- ※「障がいの状態の判断」と異なる場合もあります。

### 【教育委員会と保護者の合意形成、就学先や学びの場の決定】

教育支援委員会の判断を受け、本人・保護者の意向を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援(合理的配慮を含む)について合意形成を行い、就学先を決定(複数回話し合いをする場合もあり)

子どもと保護者に寄り添う伴走者として

### 【就学先決定のために、整備しておくこと】

- 相談担当者の専門性を確保する工夫(研修・連携等)
- 専門家の意見聴取の体制整備
- 就学相談検討シート等による、教育目標、教育的ニーズ等の的確な把握

専門家の意見を聴取し、根拠を明確にして、適正に判断します。

その子に寄り添い、柔軟に検討します。

園・学校での個別の(教育)支援計画や指導計画にあたる計画を確認します。

- 作成
- 支援会議等で活用
- 小・中学校への引継



## 【入学に向けた準備】

- よいスタートに向けた就学先との連携は取れていますか。
- 必要な配慮や内容の確認

## 【入学説明会】

- 学校が、入学に向けての子どもや保護者の不安を聞き取る。
- 入学に向けた体制整備

判断書の内容とその生かし方を確実に学校に引き継げるようにします。

- 10月31日まで  
【学齢簿作成】
- 11月30日まで  
【就学時健康診断】
- 11月～12月  
【就学先の決定】
- 1月末日まで  
【就学通知の送付】

## 学びの場

### 小学校

#### 通常の学級

- ◇発達障がい
- LD、ADHD等

#### 通常の学級+

##### 通級による指導

- ◇弱視
- ◇難聴
- ◇発達障がい
- ◇言語障がい 等

#### 特別支援学級

- ◇弱視
- ◇難聴
- ◇肢体不自由
- ◇知的障がい
- ◇自閉症・情緒障がい
- ◇病弱・身体虚弱

### 特別支援学校

#### 小学部

- ◇視覚障がい
- ◇聴覚障がい
- ◇知的障がい
- ◇肢体不自由
- ◇病弱

【就学先・学びの場の見直し】※裏面  
□入学後も、子どもの姿を通して、学びの場の見直しができることを説明します。

## 個別の指導計画(保育園・幼稚園用)

## 個別の(教育)支援計画

## (小学校用)

